

令和 6 年度 第 1 回 東秩父村上下水道事業審議会 議事録

開催日時：令和 6 年 7 月 24 日（水）

13 時 30 分～15 時 30 分

開催場所：東秩父村役場 大会議室

1 開会

建設課長

委員総数 10 名、出席者数 8 名、欠席者数 2 名で東秩父村上下水道事業審議会条例第 6 条第 2 項の規定により会議が成立。

現在、簡易水道事業の施設整備計画及び経営戦略策定業務を受注している事業者の担当者 2 名について、技術的質問等に応答するため、同条例第 8 条の規定により、出席を求め、出席委員より異議はなし。

2 あいさつ

足立理助村長

3 委嘱状の交付

代表授与 行政区長会長 峯岸正明氏

4 自己紹介

建設課 6 名

5 会長及び副会長の互選

眞下春男会長

奈良茂男副会長

6 議事

会長の進行（東秩父村上下水道事業審議会条例第 6 条の規定による）

眞下春男会長

(1) 令和 5 年度 決算報告について

【考察した結果を説明】

両事業会計収支バランスが悪く、本来は住民からの使用料金で賄わなければならないが、一般会計からの補助金への依存率が高いため、地方公営企業の独立採算の考え方に不適切な状況である。

今後使用料を改定し、利益を生じさせて将来に向けて積み立てて行く必要がある。

会長

水道、村設置浄化槽について、一般会計から負担しているとの話だが、近隣の自治体と比べ当村の負担割合は低いのか、高いのか。

事務局

水道事業においては、比企管内の自治体は採算が取れている。ただ、ときがわ町については一般会計からの補助はあるものの、給水人口が当村に比べて多いため、割合は低い。

料金を 2.5 倍に引き上げれば採算が合うが、住民の負担が急激に増える。徐々に引き上げることで検討している。

会長

埼玉県の水道用水が約 20%値上がりするが、当村の水道料金も値上げするのか。

事務局

当村では、県水を受水していないが、料金を上げていかないと採算が取れない状況である。近隣は鳩山町を除く自治体が料金を値上げまたは、値上げを検討しているため当村も経営状況が良くはないため、検討していく必要がある。

会長

いつ頃から料金を上げる予定なのか。

事務局

浄化槽、水道事業ともに第二回の審議会より、具体的なスケジュールを示していきたい。

(2) 今年度の審議内容について

【簡易水道事業】

浄水場や配水管等の老朽化が進んでいる現状を説明し、設備更新が必要であることから更新計画を説明した。給水人口は減少見込みであるが1日平均給水量は横ばいの見通しであり、施設の維持管理が重要である。近隣自治体が水道料金の改定をしていることに伴い、当村も検討する必要がある。

【合併処理浄化槽設置管理事業】

水道料金と浄化槽料金の一元化を図り、業務効率化を行う検討をしている。個人設置の合併処理浄化槽を適切に管理する目的で、村が無償で受け入れる帰属制度を説明した。ただ更新整備するには浄化槽会計に余力が無いため、小型浄化槽の導入や転換整備以外の分担金割合を事業費の3割程度に設定することを検討する。また浄化槽料金の改定も検討している。

会長

水道料金の値上げについては理解できる。浄化槽についても荒川の上流域であり、水を綺麗にすることを目的に村として事業を始めたことから、料金見直しについては慎重に検討してもらいたい。

委員

水道事業の設備再構築について、資料 P.30 では総事業費約 24 億円かかるというが、資料 P.25 には配水管更新想定事業費、11 億 5,440 万円とある。これら二つは別々に考えるのか、それとも合算した数値が事業費なのか。

事務局

P.25 の資料はあくまで朝日根地区配水管布設替工事の事業費から、同地区と同年代に布設した配水管を単純に布設替した場合を村が考察したものである。P.30 の資料は外部コンサルタントが計画した整備計画であり計算方法が異なる。朝日根地区をはじめ西地区は、加圧配水システムで整備することにより効率が良いと判明した。よって資料 P.30 に記載されている概算額約 24 億円の数字の方が具体的である。

(3) 令和5年度 第3回 書面開催で決定した事項

- ・ 20人槽以下の浄化槽保守点検回数を現行の4回から法定回数の3回以上に変更した。これについては、以前から保守点検料等の委託単価について、見直し要望があ

ったことからである。近年の人件費や物価高騰の影響から検討し、対応したものである。なお、軽微な緊急対応(消毒剤の補充、設備調整等)については、追加料金はなしとし、居住人数が多い世帯等で、浄化槽に負担がかかる場合は点検結果により、これまで通り年4回の保守点検を追加料金なしで実施する。

- ・20人槽を超える浄化槽の保守点検料は据え置きとし、年4回の点検を実施する。

(4) その他について

- ・今年度の簡易水道事業、合併処理浄化槽設置管理事業の主要事業について説明
- ・今後の審議会開催スケジュール確認

7 閉会

建設課長